

# 令和7年度 阿南市立幼稚園利用案内

この案内では、阿南市立幼稚園の認定・利用に関する手続きや必要な書類等について重要なことを記載しています。内容をよく読んで、申請してください。

## 1 入園願書の提出について

(1) 受付期間 令和6年12月2日(月)から令和6年12月10日(火)(土・日・祝除く)

(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時00分

(3) 受付場所 入園を希望する阿南市立幼稚園

※入園願書等、申込に必要な申請書類は利用を希望する幼稚園からお受け取り下さい。(阿南市ホームページにも掲載しています。)

※利用定員に空きがある場合は、受付期間外でも申請できます。

## 2 阿南市立幼稚園を利用できる方

令和7年4月1日時点で3歳以上の子どもは、阿南市立幼稚園を利用できます。なお、3歳児の利用は富岡幼稚園、加茂谷幼稚園の2園のみとなります。

クラス	生年月日
3歳児	令和3年(2021年)4月2日生～令和4年(2022年)4月1日生
4歳児	令和2年(2020年)4月2日生～令和3年(2021年)4月1日生
5歳児	平成31年(2019年)4月2日生～令和2年(2020年)4月1日生

### ○ 阿南市立幼稚園一覧

園名	所在地	電話番号	受入年齢
富岡	領家町浜田 182-1	22-0561	3歳児・4歳児・5歳児
横見	横見町上木戸 49-1	22-7635	4歳児・5歳児
大野	下大野町三条 15-5	22-7810	4歳児・5歳児
加茂谷	吉井町原33	25-0320	3歳児・4歳児・5歳児
見能林	見能林町東野 10-2	22-7500	4歳児・5歳児

## 3 阿南市立幼稚園の利用にあたって

### (1) 園の見学、利用条件の確認

阿南市立幼稚園の利用を希望する場合、利用したい園にあらかじめ連絡して見学を行い、利用条件等を確認してください。利用定員を超過する場合は、継続利用を優先し、その他の者については、抽選によって入園の決定をします。

### (3) 幼稚園の利用について

阿南市立幼稚園の教育時間は、午前9時00分から午後2時00分です。原則、給食の提供があります。(本市独自事業として、阿南市に住所を有する方は給食費の免除を実施しています。)

### (4) 預かり保育について

阿南市立幼稚園(富岡幼稚園を除く)では、教育時間の終了後に預かり保育を実施しています。預かり保育の実施時間は、幼稚園の教育実施日は午後2時00分から午後5時30分、長期休業日は午前8時30分から午後5時30分です。(本市独自事業として、阿南市に住所を有し、保育の必要性を有する方及び就園児が第3子の方は預かり保育料の免除を実施しています。)

## 4 手続の流れ

### (1) 入園の手続

#### ①入園願書等の提出

- ・幼稚園の利用を希望する場合、利用したい幼稚園にあらかじめ連絡して見学を行い、利用条件等を確認してください。(実費徴収等は、幼稚園によって金額が異なります。)
- ・利用を希望する幼稚園から申請書類を受け取り、必要事項を記入し、幼稚園に提出してください。

#### ②選考

- ・入園の決定は、継続して通園を希望する幼児を優先とします。ただし、定員を超える申込みがあった幼稚園については、抽選等を含め選考を行います。

#### ③幼稚園利用に係る入園許可通知書等の交付

- ・阿南市及び阿南市教育委員会から「入園許可通知書」、「支給認定決定通知書」、「保育料決定通知書」等が交付されます。
- ・阿南市立幼稚園を利用する場合、保育料は無償です。
- ※ 阿南市では原則、支給認定決定通知書により認定内容を通知するため、支給認定証の交付は行いません。支給認定証の交付を希望される場合は、「支給認定証交付申請書」により申請してください。

#### ④園の利用開始

### (2) 預かり保育利用の手続

#### ①預かり保育利用申込書の提出

- ・預かり保育の利用を希望する場合、幼稚園に預かり保育利用申込書を提出します。
- ・預かり保育料の免除を希望する場合、別途申請書及び添付書類※の提出が必要です。
- ※ 添付書類については、利用を希望する幼稚園に確認してください。

#### ②預かり保育利用のための通知書等の交付

- ・阿南市教育委員会から「預かり保育利用承認書」が交付されます。
- ・預かり保育料免除対象外の方については、「預かり保育料決定通知書」が交付されません。

#### ③預かり保育の利用開始

- ・新入園児(転園児)については、入園式の翌日から預かり保育を利用することができます。

## 5 阿南市立幼稚園の利用に係る費用及び申請書類について

### (1) 阿南市立幼稚園の利用に係る費用

- ・ 保育料
- ・ 給食費
- ・ 預かり保育料
- ・ 行事費など実費徴収等(園によって異なります。)

### (2) 保育料について

国の施策として令和元年10月1日から「幼児教育・保育の無償化」の実施に伴い、無償となりました。

※ 保育料の無償化を受けるには、教育・保育給付認定を受ける必要があります。

### (3) 給食費について

国の施策では、低所得世帯又は第3子以降世帯に限り副食費のみが免除となりますが、本市独自事業として阿南市に住所を有する全ての子どもたちを対象に主食費を含む給食費が免除となります。

※ 給食費免除申請は不要です。

### (4) 預かり保育料について

国の施策では、保育の必要性の認定を受けた世帯に限り、国が定める上限額までの範囲内で預かり保育料が一部無償となりますが、本市独自事業として、阿南市に住所を有し、保育の必要性の認定を受けた世帯及び就園児が第3子以降児世帯を対象に預かり保育料が免除となります。

※ 預かり保育料の免除を受けるには、申請が必要です。

※ 無償化の対象外の方については、次の表のとおり預かり保育料を決定します。

○預かり保育料(阿南市立幼稚園保育料等に関する規則別表第2に規定) (月額/円)

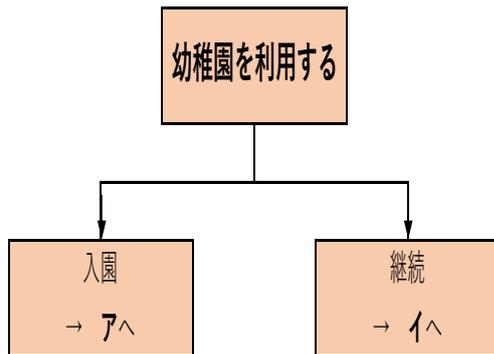
区分	4月から6月 及び 9月から3月	7月			8月
		夏季休業 日を含む	夏季休業 日を除く	夏季休業 日のみ	
生活保護世帯	0	0	0	0	0
市民税非課税世帯	1,800	2,800	1,200	1,600	4,800
市民税所得割課税 額 10,000 円以下 世帯	3,700	5,600	2,400	3,200	9,600
市民税所得割課税 額 10,001 円以上 世帯	5,600	8,500	3,700	4,800	14,400

(5) 提出物について

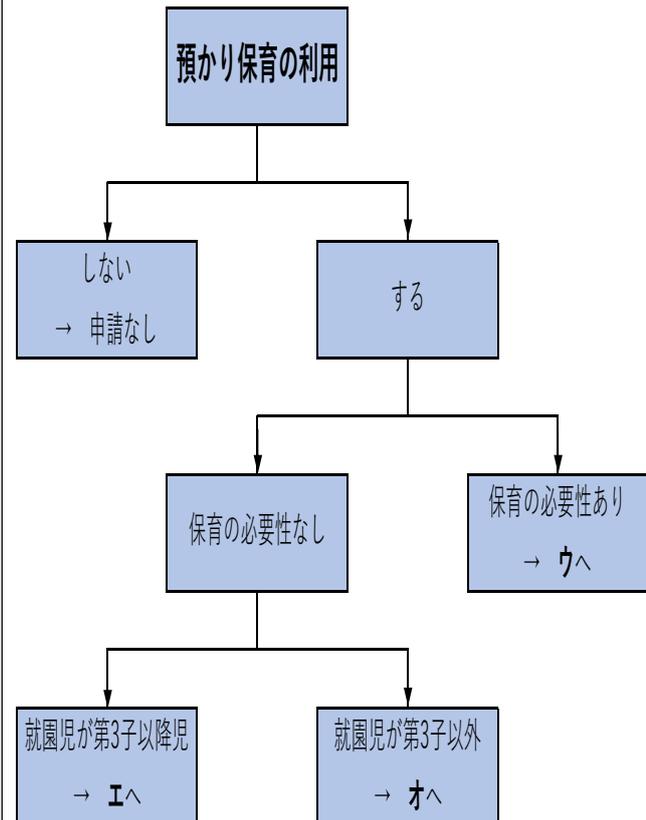
幼稚園の利用状況及び預かり保育の利用の有無により、提出物が異なります。以下のフローチャートにより、該当する申請書類を提出してください。

※ 各申請書の申請者欄については、全て同じ保護者氏名で申請してください。

○ 幼稚園を利用する保護者



○ 預かり保育を利用する保護者



項目	申請書類
ア	・阿南市立幼稚園入園願書(様式第1号) ・子どものための教育・保育給付認定申請書兼現況届(様式第1号)
イ	・子どものための教育・保育給付認定申請書兼現況届(様式第1号)
ウ	・阿南市立幼稚園預かり保育利用申請書(様式第1号) ・施設等利用給付認定申請書兼現況届(新2号・新3号)(様式第12号) ・阿南市立幼稚園預かり保育料免除申請書(様式第3号) ・新年度4月以降の保育を必要とすることを証明する書類((7)参照)
エ	・阿南市立幼稚園預かり保育利用申請書(様式第1号) ・阿南市立幼稚園預かり保育料免除申請書(様式第3号)
オ	・阿南市立幼稚園預かり保育利用申請書(様式第1号)
その他	場合によっては、「委任状」等の提出が必要になります。

(6) 保育の必要性の認定

保護者が次の状況により保育を必要とする場合に、阿南市が保育の必要性を認定（施設等利用給付認定）します。保育の必要性の認定を受けた方については、預かり保育料が免除となります。

保育の必要性の認定事由について、申請内容から変更が生じたときは、必ず利用する幼稚園の園長にお知らせください。また、「子育てのための施設等利用給付認定変更申請書（様式第16号）」に、(7)の「保育を必要とすることを証明する書類」を添えて提出してください。

保護者の状況	認定の有効期間
保護者が居宅外又は居宅内で1か月48時間以上就労していること	最長、就学前まで
保護者が妊娠中であるか又は出産後間もないこと	産前産後各8週間※1
保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを持っていること	最長、就学前まで
保護者が親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護していること	最長、就学前まで
保護者が、震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	最長、就学前まで
保護者が、求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること	90日以内※2
保護者が就学していること（職業訓練校を含む）	卒業、就労予定日の月末まで
虐待やDVのおそれがあること	最長、就学前まで
育児休業取得中であること	最長、就学前まで
その他、これらの状況に類すると市長が認める状況にあること	最長、就学前まで

※1 産前産後各8週間には、出産（予定）日から起算して8週間前の期間中の1日を含む月から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までの期間が該当します。

※2 求職活動における有効期間は、認定起算日（施設利用開始日）から90日を経過した日の属する月の末日までの期間が該当します。

(7) 保育を必要とすることを証明する書類

認定結果に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことをご確認の

上、保護者全員分を提出してください。なお、きょうだいで同時に申請を行う場合は、証明書の添付は一方を写しにしても差し支えありません。

保護者の状況		必要な書類
就労している	雇用されている方(内定の場合も含む)	・就労証明書 就業先が複数ある場合は、それぞれの雇用主による証明が必要です。
	自営業の方	・就労証明書 ・自営業を行っていることを証明できる書類(個人事業開業届の写しなど) ※必要に応じて、その他証明書類の提出を求める場合があります。 ※自営業を行っていても、給与が発生していない場合は、認定を受けることができません。
妊娠中又は出産後間もないとき	・妊娠出産状況申告書 ・母子健康手帳の写し又はそれに類する書類	表紙と分娩(出産)予定日が確認できる部分
保護者が疾病、けがのとき	疾病・看護・介護状況申告書	医師の証明があるもの
保護者に障がいがあるとき	障がい者手帳等の写し	・障がい者手帳の場合 手帳番号、本人欄、障害名、交付履歴等(記載がある場合)が確認できる部分 ・療育手帳の場合 手帳番号、本人欄が確認できる部分
保護者が親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護しているとき	疾病・看護・介護状況申告書	医師の証明があるもの
保護者が災害復旧にあたっているとき	・被災又は罹災証明書	
保護者が求職しているとき	・求職活動状況申告書	
保護者が就学しているとき	・在学証明書 ・時間割の分かる書類	
虐待やDVのおそれがあるとき	・DV等に係る証明書	
保護者が育児休業を取得しているとき	・育児休業を取得していることが分かる書類(就労証明書、辞令の写しなど) ・育児休業に係る保育所等の継続利用申立書	

※ 保育の必要性証明書類は、新年度4月以降について証明するものを提出してください。4月以降の証明書の準備が難しい場合は、申請時点の証明書を提出してください。(4月以降に4月以降の証明書を再度提出していただきます。)

## 6 マイナンバーを記載した申請書の提出について

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバーを記載した申請書を提出するに当たって本人確認として、番号確認及び身元確認が必要になります。

### (1) 必要な提出物(持参物)

- ・マイナンバーを記入した申請書
- ・本人確認書類
  - ① 番号確認書類
  - ② 身元確認書類

### (2) 本人確認書類について

マイナンバーを記入した申請書を提出する際は、申請保護者の本人確認が必要です。本人確認書類については、原本をお持ちください。(コピーの提出は不要です。)

### (3) 申請保護者以外の代理人が提出する場合の提出物(持参物)

- ・委任状
  - ① 番号確認書類・・・申請保護者のもの
  - ② 身元確認書類・・・代理人のもの

①番号確認書類		②身元確認書類	
1 点 で 可 能	・マイナンバーカード ・通知カード デジタル手続法※1に基づく経過措置規定に該当する次の場合のみ有効 (1) 通知カードの記載事項の変更を行うべき事由が生じていないとき (2) デジタル手続法施行後に記載事項に変更があったが、同法施行日前に変更手続きがとられており、同法施行日以後変更を行うべき事由が発生していないとき ・マイナンバーが記載された住民票謄本の写し	1 点 で 可 能	(顔写真入りの公的証明書) ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・療育手帳 等
		2 点 必 要	(顔写真なしの公的証明書) ・保険証 ・年金手帳 ・印鑑登録証明書 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書等

※1 情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法第16号)

届け出ていただいたマイナンバーは、子ども・子育て支援法による以下の事務にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。

- 1 子どものための教育・保育給付の支給に関する事務
- 2 子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務
- 3 地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

## 7 お問い合わせ先

書類の書き方、受付の日程、費用等について、不明な点がありましたら利用を希望する幼稚園又は阿南市福祉事務所こども課までご連絡ください。

お問い合わせ先	所在地	電話番号
阿南市福祉事務所こども保育課	富岡町トノ町 12-3	22-1593